

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

1 職種及び募集人員

障害支援区分認定調査員 3名

2 職務内容

障害者総合支援法における障害支援区分の判定のため、認定調査員が申請のあった本人及び保護者等と面談を行い、3障がい（身体・知的・精神障がい）及び難病等対象者共通の調査項目等について認定調査するもの。

3 業務内容

基本調査の実施（歩行等移動・立ち上がり等動作・介護の状況、衣類の着脱・金銭の管理等
身辺状況、視力・説明の理解等コミュニケーションの状況など80項目の可否状況（3択～
5択）の選択と特記事項の記載を行う。）

4 応募資格

次の要件を満たす者

（1）普通自動車（第一種）運転免許を保有していること。

※業務を行うにあたり、採用後、神奈川県が行う障害区分認定調査員研修（1日間）を受講・修了する必要があります。（既に同認定調査員研修を修了している場合は、その限りではありません。）

ただし、次のいずれかに該当する者は、申込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・本会及び地方公共団体である相模原市において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

5 勤務場所（次の①又は②）

①相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター
（相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階）

②相模原市社会福祉協議会 南区事務所
（相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター1階）

6 採用予定日

随時

7 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。任期は、採用日から令和8年3月31日までとします。ただし、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により再任用を行うことがあります。

相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第33条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満65歳に達している方については、任期の更新はできません。また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

8 勤務日時

- (1) 勤務日 ・月曜日～金曜日の内、週3日間（年末年始、祝日を除く。）
・その他会長が指定する日
- (2) 勤務時間 午前9時30分～午後4時（休憩時間60分、時間外勤務あり。）

9 賃金

- 時給 1,230円
- ※通勤費 自宅から勤務地までが2キロメートル以上の場合、規程に基づき別途交通費を支給

10 選考方法

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し決定します。ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考し、該当者のみ実施します。

- (1) 作文のテーマは、「**応募の動機**」として、400字詰め原稿用紙2枚程度で、申込書とともに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、合否に関わらず郵送にて通知します。合否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- (3) 第1次審査の合格者に対する第2次審査（面接）は郵送にて通知します。
- (4) 第2次審査の結果については、合否に関わらず郵送にて通知します。合否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

11 応募方法

- (1) 提出書類等 本会所定の(Ⅰ)申込書、(Ⅱ)作文用紙、(Ⅲ)一次審査結果を郵送する封筒（長形3号:宛名面に応募者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。）の3点を、角形2号の封筒（裏に「応募者の住所・氏名」を記入）を使用し、下記の受付場所へ郵送又は持参にてお申込みください。なお、書留・簡易書留によらない郵送事故については、一切考慮しません。

※提出いただいた申込書・作文は、返却いたしません。また、この選考において市社協が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。

- (2) 受付期間 随時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 提出場所及び問合せ先

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 市立あじさい会館2階

電話：042-756-5034 FAX：042-759-4382

以上

以上